

2026年度事業計画

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

事業方針

当センターは、中国運輸局及び関係団体と連携を図り安全管理体制のチェック・改善指導等を通じて、貸切バス業界の輸送の安全確保の取組を支援するため、次の事業を実施する。

なお、事業の実施に当たっては効率化や合理化に一層取り組み、経費削減に努める。

1. 貸切バスの安全を阻害する行為の防止、その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

(1) 巡回指導体制

- ① 常勤指導員2名及び委託指導員20名により実施する。
- ② 巡回指導体制の維持に必要な委託指導員の補充及び必要な知識・能力の習得の為の教育を実施する。

(2) 巡回指導の実施方法及び事業計画

- ① 対象営業所は、国の監視対象営業所（国が監査を実施した又は実施する予定の営業所）を除く313営業所（2月1日現在）全てとする。
- ② 国土交通省通達「令和8年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導の運用方針について（以下「同通達」という。）」に基づき、対面方式を基本として巡回指導を実施する。
- ③ 同通達に基づき※「優良営業所」については、巡回指導の対象から除外する。

※優良営業所

2026年2月1日時点を原則とし、貸切バス事業者安全性評価制度による三ツ星以上の評価認定を受けている事業者のア又はイに該当する営業所。

ただし、2024年度及び2025年度が優良営業所で巡回指導の実施対象から除外されていた営業所は、2026年度の巡回指導の対象となる。

ア 2024年度及び2025年度のいずれにも巡回指導を実施した営業所であって、かつ、その2回の巡回指導において「否」の判定が1つもない営業所

イ 2025年度の巡回指導において、優良営業所として除外した営業所

- ④ 2026年度の巡回指導においては、巡回指導マニュアルに規定される巡回指導（点検）項目全ての調査を実施する。
- ⑤ 巡回指導を実施した結果、アからエのいずれかに該当する営業所については、同通達に基づき指摘事項の改善報告があった日から、原則3か月後に再度の巡回指導を実施する。
 - ア 巡回指導の評価結果の分類が「C」以下となった営業所
 - イ 「届出運賃の適正な收受」の項目の判定が「否」だった営業所
 - ウ 「点呼の実施及び記録、保存」の項目の判定が、点呼の状況の録音及び録画を記録又は保存していなかったことにより「否」だった営業所
 - エ 「点呼の際のアルコール検知器の使用」の項目の判定が、当該確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して記録又は保存していなかったことにより「否」だった営業所
- ⑥ 再度の巡回指導は、対面方式を基本として実施し、同通達に基づき別表1に定める巡回指導（点検）項目（45項目）のうち、重点項目及び前回指摘事項について確認を行う。なお、年度を

跨いで再度の巡回指導を実施した場合、翌年度の巡回指導は別途行う。

- ⑦ 巡回指導の実施にあたっては、各県バス協会等と緊密な連携を図り、貸切バス事業者安全性評価認定制度による評価認定等の情報を収集し効率的な運営を図る。
- ⑧ 巡回指導年間計画数は別表 2 のとおりとするが、巡回指導マニュアル等の改正作業に一定期間を要するため、巡回指導は5月から開始とする。

(3) 巡回指導と国の監査との連携強化

巡回指導と国の監査の相互の連携による実効性を高めるとともに、違反事業者の早期適正化を図るため、同通達に基づき以下のとおり連携強化を図る。

- ① 中国運輸局との毎月の定例会議（オンライン開催も含む。）において、効果的な巡回指導及び監査の実施に向け、継続監視対象事業者及び運輸安全マネジメント評価等の情報共有を図るとともに、課題に対する相談や調整等を行うなど連携の緊密化を図る。
- ② 毎月の巡回指導の事業者評価結果を中国運輸局に報告する。また、(2)⑤アからエについては、①の定例会議により、改善要請書（中国運輸局巡回指導マニュアル様式5）や関係帳票類等を用いて実態把握に努める。
- ③ ②による実態把握の結果を踏まえ、再度の巡回指導又は監査実施のいずれかを判断するための協議を行う。
- ④ 再度の巡回指導において、重点項目又は前回指摘事項の項目の判定に「否」があった営業所に対しては、原則として監査を実施すること。

(4) 指導員との情報共有

- ① 運輸支局監査室と指導員の意見交換の場として運輸支局と指導員との連絡会を開催する。
- ② 指導員による調査・指導内容の平準化を図れるよう、指導員会議等を通じて周知徹底を図る。
- ③ 指導員のスキル維持支援のため、運行管理者講習を受講する場合にその費用を助成する。

2. 貸切バス事業者以外の者が貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動

中国運輸局、各県バス協会等と連携を図りながら白バス行為防止等の広報啓発活動を行う。

3. 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

関係機関と連携し、巡回指導やホームページの活用を通じて、関係法令の改正に伴う周知や規程類・帳票類の整備など、貸切バス事業の適正化に必要な取組を支援する。

4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理

貸切バスに係る苦情等に対しては、中国運輸局、各県バス協会等と連携を図りながら適切、迅速な処理に努める。

巡回指導(点検)項目及び重点項目

区分	巡回指導(点検)項目	重点項目
1. 事業計画等	①主たる事務所及び営業所の名称及び位置 ②営業所に配置する事業用自動車の数 ③自動車車庫の位置及び収容能力 ④乗務員等の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び収容能力 ⑤乗務員等の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の保守及び管理 ⑥名義貸し及び事業の貸渡し等の有無	
2. 帳票等の整備・報告等	①事故の記録、保存 ②自動車事故報告書の届出 ③乗務員等台帳の作成、保存 ④車両台帳 ⑤事業報告書、輸送実績報告書、原価報告書の提出	
3. 運行管理等	①運行管理規程 ②運行管理者の選任、届出 ③運行管理補助者の選任、届出 ④運行管理者講習の受講 ⑤運転者の選任等 ⑥運転者の勤務時間・乗務時間 ⑦点呼の実施及び記録、保存 ⑧点呼の際のアルコール検知器の使用 ⑨業務の記録、保存 ⑩運行記録計による記録、保存 ⑪運行指示書の作成、指示、携行、保存 ⑫特定の運転者に対する適性診断 ⑬特定の運転者に対する特別な指導 ⑭運転者に対する指導監督の実施、記録、保存 ⑮乗務員等の服務規律	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4. 運送引受書及び営業区域・運賃	①運送引受書の作成、交付、保存 ②営業区域外運送の有無 ③届出運賃の適正な収受	○ ○ ○
5. 車両管理等	①整備管理規程 ②整備管理者の選任、届出 ③整備管理者研修の受講 ④日常点検 ⑤定期点検整備及び点検整備記録簿	○
6. 労働基準法等	①就業規則が制定、届出 ②36協定が締結、届出 ③所定の健康診断の受診、結果の記録・保存	○
7. 任意保険加入等	①賠償責任保険等(対人:無制限、対物:200万円以上)の加入、労災保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入	
8. 苦情処理	①苦情の取扱い	
9. 運輸安全マネジメント等	①安全管理規程の制定、届出 ②安全統括管理者の選任、届出 ③輸送の安全にかかわる情報の公表及び国への報告	
10. その他	①営業所における掲示 ②車体表示 ③車内表示等	

2026年度巡回指導実施計画

実施月	実施営業所数	広島	鳥取	島根	岡山	山口
4月	0	0	0	0	0	0
5月	36	14	2	6	8	6
6月	34	14	2	5	8	5
7月	34	14	2	5	8	5
8月	34	14	2	5	8	5
9月	34	14	2	5	8	5
10月	34	14	2	5	8	5
11月	34	14	2	5	8	5
12月	33	14	1	5	8	5
1月	30	12	1	5	7	5
2月	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0
計	303	124	16	46	71	46